

令和元年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月13日（金曜日）午前10時22分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君	副議長（6番）	廣瀬 賢一君
1番	関 眞幸君	2番	野村 勇君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君
秘 書 公 室 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	生井 俊一君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長 兼都市建設 課 長	木村 和則君	総 務 課 長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
戸籍住民課長	青木 一樹君	まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君
財 務 課 長	大里 斉君	福 祉 課 長	川村 俊之君
長寿支援課長	宮田 圭子君	産業振興課長	飯岡 勝利君
環境対策課長	宮本 正巳君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮本 正美君
教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君	給食センター 所 長	岩坂 信幸君

総務課補佐 中川 貴志君 財務課補佐 倉持 浩幸君

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 主査兼係長 鈴木 佳奈
係 長 山中 昌之

議長（中山勝三君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

令和元年12月13日（金）午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第5号 八千代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
議案第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第5 議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第8号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

- 日程第7 議案第10号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第4号）
議案第11号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 休会の件

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（中山勝三君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

行政諸般の報告

議長（中山勝三君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項について

ご報告申し上げます。

初めに、令和2年4月八千代町職員採用についてご報告申し上げます。本年度の採用試験申込者数が、大学卒で12名、短大・高校卒で7名、障害者で1名、社会人経験者で10名ございました。第一次試験を9月22日に実施し、第二次試験は11月9日に実施いたしました。その結果、9名に対しまして合格通知を発送いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第70回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会の結果についてご報告申し上げます。第70回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会が、10月20日、「古河市中央運動公園イベント広場」において開催されました。本町を代表し、第6分団が出場いたしました。競技では残念ながら入賞を逸しましたが、訓練の成果を発揮した堂々の競技内容でありました。議員各位には、消防団活動に対しまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、八千代町消防出初め式についてご報告申し上げます。恒例の行事となっております消防出初め式を、令和2年1月11日の第2土曜日に実施いたします。当日は、午前9時から役場庁庭及び中央公民館等において、点検、分列行進、放水試験、式典を挙行いたします。議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げますが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（中山勝三君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第1号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（中山勝三君） 日程第1、議案第1号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町印鑑条例の一部を

改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されたこと、及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、八千代町印鑑条例の一部を改正したものでございます。

改正の主な内容を申し上げますと、社会環境の変化に伴い、旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場で旧姓を使用しやすくなるよう、本人の申し出により住民票に旧氏を併記するとともに、印鑑登録証明書についても旧氏を併記し、旧姓での社会活動がしやすい環境の整備を行うものであります。

専決処分の理由といたしましては、政令の施行期日が令和元年11月5日であることから、10月24日に専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処

分事項の承認を求めることについて

議長（中山勝三君） 日程第2、議案第2号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第2号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度3回目の補正で、歳入歳出とも1億円を追加し、予算総額を82億3,631万5,000円としたものであります。

補正の内容は、ふるさと納税が好調であるため、その歳入及び経費について専決処分したものであります。

その内容を歳入から申し上げますと、寄附金1億円を増額いたしました。

歳出においては、ふるさと納税謝礼及び公共施設整備基金積立金等を含みます総務管理費1億円を増額いたしました。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今回の1億円の、前の議会でいわば返礼品を800万円上程して、三千数百万円の、町でいけば24%が補正する金に対する、寄附金に当たる24%が800万円だと、そういうふうに理解して議決したように思っているのですが、今回1億円という1つの数字が出てきているわけですけれども、この1億円に対してはどのくらいな数字をもとにして1億円の返礼品というか、1億円が収入で入ってくるのかな。その辺のところを、ちょっともう一回1億円の基礎を、どういうふうな内訳になって、ある程度は寄附すべき税の人がどなたであるか確定しているのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

(企画財政部長 中村 弘君登壇)

企画財政部長(中村 弘君) 議席番号14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正予算でございますが、ふるさと納税寄附金として1億円を計上したわけですが、これにつきましては当初予算で3,100万円、3,100件分を計上いたしました。2号補正予算で1,920万円、こちらは1万2,000円で1,600件分の増額補正をしたわけですが、今回はミルククイーン、お米でございますけれども、7月中旬にポータルサイトに掲載しましたところ、食味の評判や新米シーズンなどと相まって、想定を上回る申し込みがあったためミルククイーン分、そのほかミルククイーンのほか返礼品に対しまして1万件を見込みまして、1億円を増額補正したものでございます。議長(中山勝三君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) そうすると、これ1万件が、いわば今12月ですけれども、年度内、3月締めになるわけだけれども、この間に1万件がこれから、ミルククイーンが欲しくて、目指して1万件の町に対する税に対する申し込みがあるというふうな解釈でいいのですか、今の説明でいくと。

議長(中山勝三君) 企画財政部長。

(企画財政部長 中村 弘君登壇)

企画財政部長(中村 弘君) 大久保敏夫議員の再質疑にお答えいたします。

寄附の状況について、まずお答えしたいと思うのですが、12月10日現在で申し込み件数が9,284件、金額にして1億425万7,000円でございます。また、入金件数は8,974件、金額にして1億46万9,000円でございます。先ほどミルククイーンと申しましたけれども、この中で寄附の申し込みの中でミルククイーンが一番人気がございます、5,501件ございます。そのほかカップ麺とか、さし茶を使ったアイス、梨。梨はもうシーズン切れでございますけれども、コシヒカリとか、そういったものが人気商品の一つとなっております。

今年度の目標といたしまして、予算で計上いたしました1億5,000万円を目指して、これから残り3カ月半ぐらいになってまいりましたけれども、全力を挙げて頑張っていきたいと思っております。

以上であります。

議長(中山勝三君) 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　そうしますと、3,100万円先ほど言ったように、3回目だからある程度聞いて、また後で、1度に3回以上聞けないのでしょうかから、3,100万円のいわば返礼品に対して先般は800万円計上したのだと、そういう解釈でいいわけですね。そこにプラスして、あと1億2,000万円程度の数字の中で今回は1億円が見込まれていると。今部長が言うのでは、あと2,000万円を頭にして3,100万円を加えた中で、1億5,000万円がいわばミルクキーの関連の中で1万件を超えて、その数字に達するだろうと、そういう解釈でいいですか。

議長（中山勝三君）　企画財政部長。

（企画財政部長　中村　弘君登壇）

企画財政部長（中村　弘君）　大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

予算上は1億5,000万円ということでございます。こちらはふるさと納税の寄附金の金額、総額でございますけれども、ミルクキークイーンは1万円の寄附に対して10キロを送付しているわけなのですが、このほかに先ほど申しましたようにカップ麺とか梨、さしませ茶、そういったものがございます。また、シクラメン等もございますけれども、これらの返礼品を計上しているわけなのですが、これらの返礼品を見込んでの寄附金額の総額が1億5,000万円ということで見越しております。ミルクキーだけではなくて、そのほかの八千代町の特産品、こういったものを含めて1年間全体で1億5,000万円を目標として、現在ふるさと納税推進事業を推進しているところであります。

（「答えになっていないので、ちょっと補足して。1回だけでいいから、今のやつが答えになっていないから、ちょっと補足して」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君）　では、補足ということで。

14番（大久保敏夫君）　部長、今答えた話でいくと、1億5,000万円を一つのベースにしたときに、では今言ったようにあと1億3,100万円が800万円がこの前計上しているわけですから、そうすると先ほど言ったようにミルクキークイーンの10キロとかを欲しくて納税する。あるいはまた、違う形では梨とか、多分あくど梨の系統、あるいはまたヤマダイニュータッチあたりの関係の中で物が返っていくと。そうしたときに、1億3,100万円に対して800万円のいわば返礼品を我々は補正予算で議決をしてつくったと。そうすると、そのときの数字が3,100万円だと。そうすると、先ほど言ったように1億2,000万円が新たに生じたのだから、その1億2,000万円に対するいわば返礼品は幾らなのだと私は聞いて

ているのですよ。その数字だけ。それも同じ24%の掛け算になっていくのか、それとも違うのか、それだけ聞かせてください。

議長（中山勝三君） では、企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

説明不足のところがありまして、申しわけありません。寄附金の総額につきましては、補正予算の第3号までで1億5,000万円でございます。それに対しての返礼品、報償費で計上しているものが当初予算で1,550万円、2号補正予算で800万円、このたびの3号補正予算で5,000万円、合計しますと7,350万円でございます。報償費7,350万円に対しまして、寄附金が1億5,020万円でございます。そうしますと、返礼率は48.9%になると考えております。

以上でございます。

議長（中山勝三君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第3号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（中山勝三君） 日程第3、議案第3号 八千代町公平委員会委員の選任につき同

意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。

委員の選出につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

現委員の大久保一衛氏が12月31日をもって任期満了となりますが、同氏を再任いたしたく提案するものであります。

今回提案いたしました大久保一衛氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで、適任者であると考えますので、公平委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(中山勝三君) これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第4号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第5号 八千代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議案第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長(中山勝三君) 日程第4、議案第4号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第5号 八千代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、議案第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以上3件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま一括上程されました議案第4号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第5号 八千代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び議案第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員は、多様化する行政需要に対応するため、全国的に増加傾向にあり、地方行政の重要な担い手となっております。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保が求められており、これを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。

その内容につきましては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであります。

今回上程する条例は、この法改正に伴い、当町における会計年度任用職員の給与等に関する規定を整備するため、2つの条例を新たに制定し、またこの改正に伴う関係条例の整備を図るため、整備条例により9つの条例を一括して改正するものであります。

主な内容につきましては、まず会計年度任用職員の給与等は、条例で定めることとされていることから、会計年度任用職員の給与等条例において、給料、報酬、手当等についての規定を整備するものであります。

次に、当町の人事行政の運営に関し、住民の理解と関心を高め、適切な運営に資する必要があることから、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、会計年度任用職員を含めた人事行政の運営状況に関する情報を住民に公表する規定を整備するものであります。

次に、会計年度任用職員制度整備条例につきましては、制度の施行に伴い、関係する条例において所要の改正を行うほか、文言の整理を行うものであります。

以上、一括上程されました会計年度任用職員制度に関する条例について提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から議案第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例まで3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例か

ら議案第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例まで3件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

議長（中山勝三君） 日程第5、議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人及び被保佐人について、資格、職種、業務等から一律に排除する規定の見直しを行うため、整備条例により関係する条例の改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、条例において定められている成年被後見人等に係る欠格条項を削除するほか、所要の文言の整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(中山勝三君) 日程第6、議案第8号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま一括上程されました議案第8号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第9号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の給与条例の改正を行うものであります。

本年の人事院勧告は、民間との給与格差に基づく増額の給与改定がなされることとなりました。初めに、一般職の給与に関する条例の改正内容について申し上げます。まず、改正条例の第1条の部分でございますが、期末勤勉手当につきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引き上げを行い、引き上げ分につきましては、国に準じて勤勉手当に配分するものであり、令和元年12月1日から適用するものであります。

次に、行政職給料表については、1級の大卒初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、平均0.1%の増額改定を行うこととしています。医療職給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に所要

の改定を行うものであり、平成31年4月1日から適用するものであります。

続きまして、改正条例の第2条の部分でございますが、住居手当につきましては、国の改正に準じて、現行の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、1万2,000円から1万6,000円とし、手当額の上限額を2万7,000円から2万8,000円とし、1,000円の引き上げを行うものであります。手当が2,000円を超える減額となる職員につきましては、1年間所要の経過措置をとるものであります。

次に、勤勉手当につきましては、令和2年度の6月と12月の支給月に均等に配分するため、支給率を改正するものであります。

なお、改正条例第2条の施行日に関しましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、特別職の給与等に関する条例の改正内容について申し上げます。改正条例の第1条におきましては、一般職の期末勤勉手当の改定に準じまして、12月支給分の期末手当割合を1.725月から1.775月とし、0.05月分の引き上げを行い、年間の支給月数を3.45月から3.5月とするものであります。

次に、第2条におきましては、期末手当の支給月数を、6月と12月の支給月に均等に配分するため、支給割合を1.75月にそれぞれ改めるものであります。

なお、施行日に関しましては、公布日からの施行であります。第1条の改正条例は令和元年12月1日から適用し、第2条の改正条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、一括上程されました給与条例等の一部改正について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第4号)

議案第11号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)

議長(中山勝三君) 日程第7、議案第10号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第11号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま一括上程されました議案第10号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第11号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出とも2億6,035万6,000円を追加し、予算総額を84億9,667万1,000円とするものであります。

最初に、歳入の主なものについて申し上げます。地方特例交付金につきましては、地方特例交付金の交付決定により227万9,000円を減額し、子ども・子育て支援臨時交付金

の科目更正により562万2,000円を増額いたします。

地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定及び震災復興特別交付税により2億2,025万1,000円を増額いたします。

国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金等を含みます国庫負担金2,910万9,000円を増額し、科目更正により子ども・子育て支援臨時交付金等を含みます国庫補助金979万6,000円を減額いたします。

県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金等を含みます県負担金1,174万3,000円、事務処理特例交付金により委託金76万1,000円をそれぞれ増額し、子育てのための施設等利用給付交付金により県補助金69万3,000円を減額いたします。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金により基金繰入金581万2,000円を減額いたします。

町債につきましては、臨時財政対策債の変更等により1,104万6,000円を増額いたしません。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。人件費につきましては、人事院勧告等に伴い、議員期末手当で20万8,000円、特別職、一般職は各款共通事項として合わせて207万円、それぞれ増額となっております。

それでは、増額する主な項目について申し上げます。総務費につきましては、町税過誤納還付金及び標準地鑑定評価委託料等を含みます徴税费901万4,000円を増額いたします。

民生費につきましては、障害者自立支援給付費等を含みます社会福祉費4,501万2,000円を増額いたします。

衛生費につきましては、クリーンポート・きぬ基幹的設備改良事業による下妻地方広域事務組合負担金等を含みます清掃費2億103万9,000円を増額いたします。

農林業費につきましては、豚コレラ侵入防止緊急対策事業費補助金等を含みます農業費83万4,000円を増額いたします。

土木費につきましては、町民公園枯木伐採業務委託料により都市計画費110万円を増額いたします。

消防費につきましては、費用弁償等を含みます消防費430万1,000円を増額いたします。

教育費につきましては、TT非常勤講師報酬等を含みます教育総務費47万5,000円、東中学校グラウンド防球ネット改修工事により中学校費192万5,000円、資料館門扉取りか

え工事請負費等を含みます社会教育費228万7,000円、給食センター光熱水費等を含みます保健体育費682万9,000円をそれぞれ増額いたします。

その他、議会費、戸籍住民基本台帳費、交通安全対策費、保健衛生費につきましては、人事院勧告等に伴う人件費による補正であります。

次に、減額する主な項目について申し上げます。土木費につきましては、町道1522号線補償費による増額がある一方、町道1522号線道路改良工事請負費及び橋梁詳細設計業務委託料等の減額があり、道路橋梁費756万6,000円を減額いたします。

公債費につきましては、利率の見直しにより長期債利子等により568万4,000円を減額いたします。

なお、第2表地方債補正につきましては、起債の変更及び廃止によるものであります。

以上が、一般会計補正予算第4号の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,130万円を追加し、予算総額を17億6,528万8,000円とするものであります。

その内容でございますが、歳入から申し上げますと、平成30年度からの繰越金、1,130万円を増額いたします。

続いて、歳出について申し上げます。要支援者への予防給付費の介護予防サービス等諸費を290万円、利用者負担が限度額を超えた場合に支給される高額介護サービス等費を600万円、高額医療合算介護サービス等費を240万円増額いたします。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出予算の増減はなく、総額1億4,581万3,000円の範囲内で歳出の予算の組み替えをするものであります。

その内容でございますが、一般管理費のうち、職員手当等から9,000円、共済費から2万7,000円減額し、給料を3万6,000円増額いたします。また、土地区画整理費・第1工区区画整理事業費の補償補填及び賠償金から84万円減額し、委託料を84万円増額いたします。

以上が、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げますが、

慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 補正予算関係で2点ほど。

1つは15ページを見ていただいて、下妻広域関連で、清掃何とかかんとかでクリーンポート・きぬの2億46万8,000円かな、これの八千代の負担金、基礎負担金と人口割負担金で多分割り当てた数字だと思うのですけれども、構成市町村の割り当て額、ちょっとお聞かせ願いたいと、こう思います。

もう一つは、続いてめくっていただいて16ページ、豚コレラ関連なのですけれども、金額的には少額ですが、ちょっと八千代町にはまだ入ってきていないので、その防除策ということなのでしょうけれども、68万3,000円が当初で組んでいたと。この40万7,000円を新たに加えて109万円にするのだと。こういう形なのですけれども、今までの68万3,000円は多分養豚農家のほうにくれるというか、補助するお金だと思うのですけれども、これはもう支払った後で、足りない部分が40万7,000円というふうな解釈でいいのか。

加えて八千代の受けられる、該当する養豚業者と、その積算になる頭数というのはどのくらいおられるのか。この補正をつけてきた積算基礎は、必ずもとになる状況はあるわけですから、それをちょっとお聞かせください。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、各構成市町村の負担割合でございますが、八千代町は議員おっしゃるとおり2億46万8,000円となります。下妻市におきましては3億4,762万1,000円です。常総市におきましては2億638万3,000円。3市町合計しまして7億5,447万2,000円という金額になります。よろしくお願いたします。

続きまして、豚コレラのほうでございますが、当初の金額でございますが、当初は計上してございませんで、いわゆるオーエスキーの補助金とか、各種予防補助金とかの予算しか計上してございませんで。今回、新たに豚コレラとして40万7,000円ですか、12月補

正として計上しているものでございます。根拠としましては、八千代町の養豚生産者は4軒ほどございます。ちょっと頭数という形ではないのですけれども、軒数という形でお答えしたいと思うのですが、川西地区で1軒、西豊田地区1軒、中結城地区2軒という形で4軒ございますが、八千代町の養豚生産者につきましては、自費設置をするという形で1軒、やらないという形で3軒という形で、八千代町の養豚生産者については該当がないという形です。

今回、40万7,000円につきましては、八千代町内に圃場を持っているという方の申請でございまして、2軒ございます。1軒につきましては、古河市の恩名の方の申請でございまして、そちらが32万円ということで、水口地内に圃場がございまして、もう一軒につきましては、坂東市の方でございまして、そちらが8万7,000円ということで、平塚の道前六保にあります。そちらに圃場を持っているところでございまして、2軒合わせまして40万7,000円というような補助金ということで、内訳となります。よろしくお願ひします。

議長（中山勝三君） 質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） これは、今部長終わったのですけれども、68万3,000円の金は、そうするとどこから見つけてきたのですか。豚コレラ予防というもののあれは、もともと八千代にはなかったという解釈でいいのですか。よその市町村から来たやつまで面倒を見なくてはならないような分野なのですか、これは。

（何事か発言する者あり）

14番（大久保敏夫君） いやいや、ちょっとよく聞いて。そっち打ち合わせばかり、打ち合わせは俺の質問聞いてからやれよ。何聞かれているのかわからないのではないの、では。68万3,000円というのは、どこにあった錢なのですか、これ。豚コレラ予防のやつの中の科目の中で、頭数なり何らかの事情で、何らかの事情というのは、今言ったようによその市町村からうちのほうへ豚飼いに来ている人に錢を出してやったと。68万3,000円はどこかにあった錢なのだけれども、今回こういうことが起きたので、八千代の人間に4軒に対して、要らないという人と要るという人を含めた中で109万円を消化しようとする、そういう適当な話でいいのですか。

豚コレラというものの予防というものは、もともと上げていなかったということか。今回来たので、どこからか見つけてきた錢だかわからないけれども、68万3,000円と、

109万円の数字に合わせるために今回40万と7,000円を、我々に今から銭つくれと、こういう解釈でいいのですか。ちょっとお答え願います。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 大久保敏夫議員の質疑にお答えしたいと思います。

当初の68万3,000円につきましては、当初においては豚コレラ関係の予算は計上してございませんで、いわゆる例年の予算計上でございます。需用費と、または負担金と、ちょっと先ほど言いましたように負担金というのはオーエスキーの予防補助金とか、その他の防除補助金とかの通常の予算が計上されてございました。

経過を申し上げますと、平成30年の9月に岐阜県の養豚農場において豚コレラが発生し、その後、発生地域が拡大しているということで、茨城県への侵入リスクが高まっており、豚コレラ侵入防止の強化が必要であるということで、県のほうの指導なり来庁がありまして、急遽今年度の補正として今回の40万7,000円の補正を計上したという形でございます。よろしく願います。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、最後なので総論的な話を言うと、基本的にはこういうふうな予算の差しかえとか流用というのは、では68万3,000円のところにあった2つか3つの科目のところは不要になった銭なのだ。その銭をこっちへ持ってきて、一応豚コレラを予防費の根元のあれでつくって、それを町内業者にやる。加えて今言った古河と坂東から来ている人たちに、この補正でやった40万7,000円の金の中から出してやると。そういうふうな流用で構わないのですか、何事もそれでは。豚コレラというものが存在すればしたなりに、ちゃんとその時点ではっきりとうたってくるべきではないの、これ。

豚コレラなんていうのは、我々からすれば議会も含めた中で、1回緊急招集、臨時会ぐらい開いて、あれだけのものが来れば相当なもう八千代の畜産業者や、ことを含めた中でいろんなことができてくるわけだから、何もこの銭が、40万7,000円がどうのこうのと私は言っているのではないのです。やっぱり流用の仕方というか、銭の持っていく方と対応の仕方。では、あなた方が今言った産業経済の関連の中で、この40万幾らを、坂東の人が誰だかわからないけれども、古河の人が誰だかわからないけれども、その人たちから、では違う関連の中で経済行為、あるいはまた農業者の何かの行為の中で、今の

八千代の農業なんていうのは、つくばのほうで何十町ぶりも世話になっている。あるいはまた猿島から、あるいはまた三和から八千代へ来ている人もいる。そういう者から何らかの要請事項があったら、それに応じるのですか。水害被害とか何かあったので、八千代の低いところへつくってしまったらあれなので補助してくれと。そうしたら、勝手に執行部が銭つくって、どこからか銭持ってきてやってもいいという理屈がここでつくり上がろうとしているのです。

事は豚コレラの話の1人か2人の話、あるいはまた銭が向こうに余ったからこっちから持ってくる。そういう論理もあるけれども、しかし現実問題としては銭の流用の仕方、あるいはまた隣接市町村との八千代町がよそへ行ったときの対応、どうしてくれるか。隣接市町村の農業者なり、あるいはまた経済行為を行う者も、八千代で被害が生じた場合には八千代町が全部持ってやるのだと。そういうあしき慣例が、もしここにこのまま認めたら、ここまで来た話の補正予算だから、反対だ何かしないけれども、私は物すごい大きな事柄だということを、私はよく警告しておきます。ここまで上がってきたものを返せとか、坂東とか古河のほうへ銭をやることはないとか、そんなことを言う必要もないから。ただ、いろいろなもので、単なる豚コレラだけの話ではなくて、よその農作物、よその工場被害、あるいはまた従業員等の……

議長（中山勝三君） 済みません。議員さん、質疑ですので、ひとつ簡潔にお願いします。

14番（大久保敏夫君） では、それをしかと私のほうで申し添えておきますから。執行部の返事は要らない。いいですよ。

議長（中山勝三君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第4号）から議案第12号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）まで3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第4号)から議案第12号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)まで3件は原案のとおり可決されました。

日程第8 休会の件

議長(中山勝三君) 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす14日より17日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、あす14日より17日までは休会とすることに決定いたしました。

議長(中山勝三君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、18日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時32分)